

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

2019年度産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

契約締結日から 令和2年3月13日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成31年度（令和元年度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係 委託事業担当

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和元年7月3日 13時30分 科学技術・学術政策研究所会議室

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和元年7月18日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和元年7月24日 10時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

(6) 開札の日時及び場所

令和元年8月6日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和元年6月26日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務題目

2019年度産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備

2. 委託業務の目的及び概要

科学技術・学術政策研究所（以下、科政研と略す）では、文部科学省が実施している「政策のための科学」推進事業におけるデータ・情報基盤整備の一環として、客観的データに基づいた科学技術イノベーション政策の形成に資することを目的に、国内営利企業（以下、企業と略す）の知的財産、研究開発、事業等に関するデータを体系的かつ有機的に結合し、産業セクターにおける研究開発やイノベーションの測定を可能とする「産業の研究開発に関するデータ・情報基盤」の整備を行っている。

本委託業務では、これまでに整備してきた産業の研究開発に関するデータ・情報基盤を継続的・発展的に利用可能とすることを目的に実施する。

企業では名称変更、合併、清算、移転などの状況変化が常に起きており、データ・情報基盤に収録する情報を陳腐化させないために、それら情報を最新に保つことが必要である。このため、本委託業務の基本作業として、データ・情報基盤の中核である「NISTEP 企業名辞書¹（以降、企業名辞書と略す）」に掲載する企業情報の最新化を行う。

次に、データ・情報基盤を利用した分析環境を向上させるための施策として、多年度に渡る企業調査データをパネル化し企業名辞書と接続可能な環境整備を実施する。

3. 委託業務の内容

3. 1 企業名辞書の最新化

本作業は、企業名辞書を最新化することを目的に、3. 1. 1～3. 1. 3の各事項について企業情報の更新又は追加を行う。なお、企業名辞書の旧情報はパネル化して保持することを原則とし、新情報は上書き更新せず、更新日とともに新規にレコード追加する。

3. 1. 1 企業状況の変化確認とデータ更新

科政研より受託者に提供する企業名辞書²（本委託における作業のベースとなる企業名辞書。以降「企業名辞書 [Base]」と称す）に掲載する企業に関して、以下の①～⑥の状況が生じていないかを確認し、状況が変化している場合、企業情報の更新又は追加を行う。変化がない場合、情報の確認日を更新し、確認時点で企業状況に変化がなかったことを明示する。

- ①企業名称に変更がある場合
- ②企業の統合・再編等が行われた場合
- ③株式上場（新規・再）、又は廃止した場合
- ④倒産、清算等により会社解散が行われた場合

¹ 企業に関する、名称変更・合併等の沿革、所在地、緯度経度、規模、業種など多岐に渡る企業情報テーブルで構成するリレーショナルデータベースであり、特許データ、財務データ、各種企業調査データなど他のデータベースと接続して利用することができる。

² 掲載企業数約 10,000 社（変遷を含む企業数約 25,000 社）

⑤企業の連結関係に変化が生じた場合

⑥その他、所在地、企業 HP、規模、業種等の企業情報に変更がある場合

3. 1. 2 企業名辞書掲載条件を新規にクリアした企業の追加

次の①～③のいずれかの条件（OR条件）に該当する企業が企業名辞書 [Base] に未掲載である場合、当該企業を新規に追加する。当該企業が名称変更・合併などの沿革がある場合は、それら沿革企業の情報も合わせて追加する。

①特許累積出願数実績の上位企業

1970年以降の特許出願実績が100件以上ある企業である。ここで、出願実績は企業の沿革を考慮して算出した数である。（仮に石川島播磨重工業（株）が80件、（株）IHIが60件の出願実績があったとするならば、（株）IHIの出願実績は140件となり掲載条件を満たしたことになる）

②出願件数線形フィット上位企業

1970年以降、3年、5年、7年の各期間で出願数増加率が大きい期間のある企業である。ここで、企業名称の変更等がある企業は、沿革を可能な範囲で考慮した出願数を用いて増加率を算出する。

線形フィットの傾きの閾値は、それぞれ8、21/5、75/28として、閾値を超える増加率を持つ未掲載企業があれば新規に追加する。

③株式上場企業

東証一部、二部、マザーズ、ジャスダック等に上場している企業である。

なお、企業名辞書 [Base] には、2018年6月現在までの上場企業の情報が含まれておる。ここでは以降、本委託業務作業時点までに新規上場又は再上場した企業を追加する。当該企業が企業名辞書に掲載済みでデータが未上場であるならば、証券コード、証券コード協会で規定する業種分類、上場年月等を追加する。

上記①及び②の条件チェックに際して、次の特許出願情報を利用して実施すること。また、出願期間は、1970年の出願から本委託業務開始時点までに公開された特許出願を対象とする。

(1) IIP パテントデータベース(2017年公開版)³ (2002年以前の特許出願確認)

(2) 公開特許公報・公表特許公報・再公表特許 (2003年以降の特許出願確認)

3. 1. 3 科政研が提供する企業名辞書未収録情報の追加

科政研が、経済産業省の大学発ベンチャーデータベース、科学技術振興機構の大学発ベンチャー表彰など各種公開情報より収集した大学発ベンチャーの企業情報に関して、企業名辞書 [Base] に未収録である情報を確認し補完を行う。

3. 2 分析のためのデータ接続性の向上

科学研究と技術開発に関するデータの接続や各種の企業に関する外部データベースとの

³ (一財)知的財産研究所が特許統計の研究普及の目的で公開する特許データベース。現行公開版は2017年公開版である。

接続など、企業名辞書の接続性を向上させ統合的データ利用を可能とする目的で実施する。

3. 2. 1 民間企業の研究活動に関する調査データとの接続

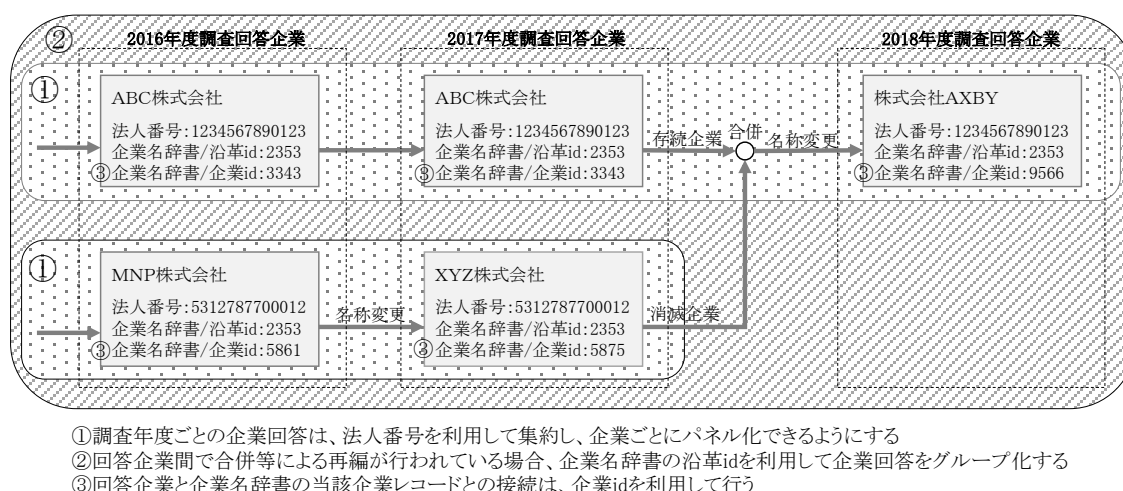
科学技術政策が民間企業の研究開発活動に及ぼす効果を分析するための基礎データとして、民間企業の研究活動に関する調査を1968年度より実施している。本項では、その中の2008年度～2018年度調査の回答企業（1,500～2,000社/調査年度）について、合併、名称変更等の変遷を考慮した企業の名寄せを行い、同一企業の回答データをパネルデータとして分析に供せる実現方法を検討し作成する。同時に、企業名辞書とのデータ接続を可能にする。

企業回答データのパネル化の考え方の基本は下図の通りであり、法人番号と企業名辞書の沿革idをキー情報として利用する。

但し、回答企業に法人番号法の施行（2015年10月5日）以前に清算、合併等により法人格が消滅し法人番号を付与されていない企業及び企業名辞書に収録されていない企業が存在する場合、別途、科政研と協議しキー情報の取り扱いを決定する。

なお、応札者は、本項の目的に沿った具体的実現方法について検討頂き、その概要を提案書に記載願いたい。

企業回答データのパネル化の考え方



3. 2. 2 科学研究と技術開発の統合的データ接続

NISTEP 大学・公的機関名辞書⁴に収録された企業（論文著者の所属企業）を、企業名辞書に収録し、企業名辞書を介して科学論文と特許出願を企業レベルで統合的に接続する。

別途、科政研より提供する NISTEP 大学・公的機関名辞書に収録する企業について、企業名辞書 [Base] に未掲載企業について追加を行う。なお、NISTEP 大学・公的機関名辞書には 4500 社が収録されるが、殆どが企業名辞書に掲載済みであり、未掲載企業は 100 企業未満となる見込みである。

3. 2. 3 企業名辞書と特許出願データベースとの接続テーブルの生成

⁴ NISTEP が公開する研究活動を行っている我が国の機関（約 1 万 3 千機関）を掲載したデータベース。大学（大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校を含む）及び公的研究機関（国の機関、独立行政法人等）を中心として掲載する。

企業名辞書⁵と特許出願データベースとを繋ぐ接続テーブルを生成する。

企業名辞書掲載企業と特許出願データベースの企業出願人の同一性判定は、企業名称(法人格を削除した企業名称文字列)、法人格コード(前株・後株などを表すコード)、住所コード(市区町村レベルの5桁コード)の論理積、および、特許庁より付与された出願人番号などを考慮して行う。

なお、接続テーブルの生成は、別途、科政研より提供する接続テーブル(企業名辞書[Base]とIIPパテントデータベース(2017年公開版)との接続テーブル)の情報は維持し、新たな特許出願データ⁶を対象とした接続情報、並びに本委託作業で企業名辞書に追加掲載した企業に関する接続情報を付加する形態で生成する。

接続テーブルは、comp_id(企業番号)、ida_seq(ida(出願番号)とseq(出願人記載順序)をアンダーバーで接続)及びadate(出願日)の3つのフィールドで構成する。

4. 委託業務成果報告書および処理マニュアルの作成

- ・本委託業務の成果を明示化するために、「3. 委託業務の内容」の成果の目録及び各成果の概要を記述した委託業務成果報告書を作成する。
- ・「3. 委託業務の内容」の成果を得るための処理過程を明示した処理マニュアルを作成する。
- ・「3. 委託業務の内容」の実施にあたっては、科政研と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗報告等を行うこと。また、仕様について不明な点が生じた場合や、データ処理手法等についての判断が必要な場合には、科政研の指示を仰ぐこと。

5. 委託業務実施期間

契約日から令和2年(2020年)3月13日(金)

6. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において[電子媒体及び紙媒体]としたものは電子媒体及び紙媒体(各1部)を提出すること。成果物には以下のものを含む。なお、企業名辞書は本仕様書に基づく追加・改訂等の作業を行った版を指す。

- ① 企業名辞書[電子媒体]
- ② 企業名辞書のフェイスシート⁷ [電子媒体]
- ③ 特許出願データベースのフェイスシート [電子媒体]
- ④ 企業名辞書と特許出願データベースとの接続テーブル [電子媒体]
- ⑤ 民間企業の研究活動に関する調査データのパネル化及び企業名辞書との接続テーブル [電子媒体]
- ⑥ 委託業務成果報告書 [電子媒体及び紙媒体]
- ⑦ 上記データの処理過程と成果物のデータ構造等を記載した処理マニュアル [電子媒体及び紙媒体]

⁵本仕様書の3.1.1~3.1.3及び3.2.1~3.2.2の作業により企業名辞書[Base]に企業情報の追加・改訂を行った版

⁶IIPパテントデータベース(2017年公開版)に未収録の本委託業務開始時点までに公開された特許出願データ。

⁷データベース間で企業名を寄せし、接続テーブルを生成するために使用する企業名称、法人格コード、住所コードからなるデータシートである

- ⑧ 上記成果物の作成のために本委託で作成した処理プログラム及びプログラムマニュアル [電子媒体及び紙媒体]

7. 応札者に求める要求要件

(1) 業務遂行の要件

- ①本委託業務に係る応札者は、2003 年以降最新の公開特許公報・公表特許公報・再公表特許データを保有し取り扱いできること（必須）。

(2) 「総合評価基準」に示された要求要件

- ①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、別に示す「総合評価基準」の「評価項目及び得点配分基準」による。
- ②「評価項目及び得点配分基準」に示す要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(3) 要求要件の詳細

別添の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」のとおり。

8. 無償貸付を行う資料

科政研は、受託者に対し、下記の資料の無償貸付を行う。

- ①企業名辞書 [Base]
- ②企業名辞書 [Base] と IIP パテントデータベース(2017 年公開版)との接続テーブル
- ③企業名辞書と特許出願データベースとの接続テーブルの生成に利用できる企業名辞書 [Base] のフェイスシート
- ④同じく IIP パテントデータベース(2017 年公開版)のフェイスシート
- ⑤接続テーブル生成用プログラム
- ⑥2018 年度委託業務成果報告書、同処理マニュアル、同プログラムマニュアル
- ⑦IIP パテントデータベース(2017 年公開版)
- ⑧NISTEP 大学・公的機関名辞書
- ⑨各種公開情報より収集した大学発ベンチャー等の企業情報
- ⑩民間企業の研究活動に関する調査データ (2008 年度～2018 年度) (回答企業名と住所情報)

9. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

受託者は、本委託業務終了後速やかに、科政研が貸付した資料を返却するとともに、貸付したデータのバックアップ等を消去すること。

10. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、科政研と適宜協議を行うものとする。また、本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科政研委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「2019年度産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「2019年度産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	＊ 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-2-1. 調査の対象選定・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	＊ 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	＊ 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	＊ 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	＊ 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
	＊ 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	＊ 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	＊ 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組		3
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。） ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

「2019年度産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備」加付付与基準

加評価項目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・ブラチナ認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・ ブラチナくるみん認定		2	
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			